

## 第30回子ども・子育て分科会議事録

開催日 令和4年2月10日(木)  
書面会議の方法により開催

出席委員一岩澤義雄、岩波啓之、織田俊美、小原信治、勝俣明美、木津りか、  
菊池匡文、久保山茂樹、小谷亜弓、鈴木立也、谷英明、檜山直春、  
平井慶一郎、松本敬之介、宮田丈乃、室谷千英、吉田裕一  
(五十音順、敬称略)

事務局一 こども育成総務課 川村課長、田澤係長、青木  
こども青少年給付課 吉田課長  
こども健康課 河島課長  
保育課 岸課長  
幼保児童施設課 小澤課長  
こども家庭支援課 葛貫課長  
児童相談課 山田課長  
教育委員会事務局学校教育部教育指導課  
鳴原課長補佐、渡辺主査指導主事

### 1 報告事項

- (1) 第2期横須賀子ども未来プランの取り組み状況について  
(令和3年度特定事業(教育・保育)の状況(速報値))
- (2) 令和4年度教育・保育施設等の利用定員について

### 2 その他

- (1) 議員政策提案条例案『(仮称)子どもの権利を守る条例(案)』について
- (2) 第2期横須賀子ども未来プラン 令和2年度特定事業(教育・保育)実績値の一部訂正について

### 【審議結果等】

- (1) 会議定足数について、出席委員17名(ご意見等確認票の提出をもって出席とみなす)で第30回子ども・子育て分科会成立。
- (2) 報告事項について、了承された。

【委員からの意見・質問並びにそれらに対する事務局からの回答】

報告事項（１）第２期横須賀子ども未来プランの取り組み状況について  
（令和３年度特定事業（教育・保育）の状況（速報値））

（岩澤委員）

P12「9-1. 一時預かり事業（在園児対象）（プラン p116）」の「市全域合計」の表については、「区分：過不足（ $c=b-a$ ）」の欄が令和２～６年度までの各年度とも罫線により２段に区切られているが、その必要はないように思う。

（事務局）

罫線を消去し、HP 公開資料を修正いたします。

（岩波委員）

速報値については、待機児童数が減ってよかったと思う。しかし、これが新型コロナウイルスの影響と思われ、あくまでも期待していた需給バランスが一致した結果ではないと考えられる。新型コロナウイルスの影響を注意深く見ながら今後の計画を考える必要があると思われるし、少子化に拍車がかかっているのであれば、何らかの手を打つ必要もあるかと思う。

量の見込みと確保方策については、今のところうまくいっているのではないかと思われる。

（事務局）

就学前人口や保育申込の推移、今後発表される令和２年度国勢調査の結果も注意深く見ながら、今後の計画を考えてまいります。

（木津委員）

あくまでも私見だが、資料２の速報値はデータを列挙し、考察や意見はあえて加えないのはいかがか。P2の０歳児の量の見込みのように、前年比-16.5%は人口減少割合以上であったなど事実だけを述べる方がそれぞれ考察すると思う。実際に保護者にアンケートをしたわけではないので、入園を控えた事実が確認できない。数が増えたものには考察がされていないので、資料はあくまでデータ開示でいいのではと思った。

今後 10 年経過し、コロナ前、コロナ禍、コロナ後と比較できれば、非常に貴重なデータだと思う。今までと違う子育てサポート、保育を必要とすると思われる。ぜひとも資料収集の継続をお願いしたい。

(事務局)

資料への考察記載につきまして、貴重なご意見をありがとうございます。

資料につきましては、ご意見を踏まえ、記載内容を検討いたします。

また、今後も継続したデータ収集に努めてまいります。

(宮田委員)

本市の人口減少傾向は、子どもの数だけでなく、生産年齢人口も減少していく中で、保育の確保と社会インフラとしてどう維持できるかが課題でもあるのではないかと。

(事務局)

市内の生産年齢人口の減少は、こども園等での働き手の減少にもつながりかねない課題と認識しています。

若い世代をつなぎとめるための総合的な施策を打つことはもちろん、保育インフラの維持のため、保育等の人材確保として市外の人材に市内で就労していただけるよう、引き続き努力していく必要があると考えています。

(宮田委員)

第2期プランにおいて、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきている。令和3年度の量の見込みと確保策を地域別表で見ると、一部の地域で低年齢児が計画値を下回っている。この状況は、コロナ禍の影響も考えられるが、量的拡充等の保育需要に応じた対策が引き続き必要と考えられる。

(事務局)

保育需要の推移を注意深くみながら、地域ごとに、量的拡充と質的向上のそれぞれの必要性を考え、対策を講じてまいります。

(宮田委員)

コロナ禍で就労状況の変化や保育の辞退などが例年に比し多く、未就園児を養育している家庭が地域の中で、お仲間もなく地域との仲間やつながりも希薄な傾向にあり、そうした方々が孤立しないよう地域の子育て家庭等への支援をより充実していく必要性が高まっているのではないかと。

(事務局)

認定こども園の子育て支援事業など、未就園児を家庭で養育している方々が孤立しないよう、施設が地域で果たしている役割は大きいものと考えています。

行政としても、地域子育て支援拠点事業（愛らんど）など様々な事業を活用しながら

ら、教育・保育施設を利用していない子育て家庭に対して、しっかりと支援するよう努めてまいります。

(吉田委員)

放課後児童クラブについて、これまでの分科会と同じような意見になるが、過不足では、間に合っているものの、実態としては、ニーズが増加し、待機児童が増加して量的に不足している地域が発生しているように感じた。放課後児童クラブの中には、児童数が増加して、それを受け入れるために、学校に入っている学童は、学校が施設利用させている理由（一時利用なのか継続利用なのか）と、放課後児童クラブが理解している理由に乖離というか、齟齬というか、かみ合わない部分があり、その調整に大変苦慮したと聞いている。施設の利用形態によっては、補助対象にならないといったこともあると聞いている。

また、民間施設を利用している放課後児童クラブは、学校周辺で条例の条件を満たす広さがあるところを探すのに大変苦労していると聞いているし、多額の移転費用が必要な中、補助対象になるかどうかという話も聞こえている。

このほか、保育にあたっては、コロナに対応してある程度の空間を確保したいと思っても、十分な広さもなく、荷物もあり、どうにもならないといった声も聞こえてくる。

これらのことは、最終的に子どもや、保護者に負担がかかるため、子ども・子育ての計画からすれば、市は積極的に支援すべきだと思う。小学校の敷地内のわずかなスペースでも有効に活用すれば、対応が図れることもあると思うし、補助金の活用も、上手に運用する余地もあると思うので、今後も柔軟に対応していただければと思う。

(事務局)

放課後児童クラブについては、待機児童が生じることのないよう不足している地域への増加を図るとともに、できるだけ小学校内で運営していただけるよう努めてまいります。

また、コロナ禍において、ある程度の空間が確保できるよう校庭や体育館等の柔軟な使用に向け、引き続き教育委員会及び学校に働きかけてまいります。

さらには、民間施設を利用しているクラブが安心して運営できるよう、補助制度の充実を図ってまいります。

(岩澤委員)

63番かるがも保育室（家庭保育）が令和3年度末で廃止され、64番（仮）はすみ保育室（家庭保育）が令和4年度初めに新設される予定とのことだが、両施設的位置関係はどうなっているのか。（両施設は近いのか。遠いのか。）

(事務局)

新設予定の64番(仮)はすのみ保育室も廃止する63番かるがも保育室も、ともに西地区の太田和に位置しており、それぞれ最寄りのバス停は異なりますが、その距離は車で3分ほどです。

(小原委員)

「保留児童・待機児童が減少している件」ですが、待機児童というのは所詮、保留児童の数を少なく見せる為の方便に過ぎない。それが172人いるということは困っている親が少なくとも172人存在しているということ。また、減少理由が「コロナが怖くて子どもを保育園に預けられない」ということだとするとその数はさらに増える。

保育園に子どもを通わせることができている家庭でもこの2年は登園自粛などにより大変な育児を強いられている。複合的な状況で保育園が十分に機能できない中、行政にはそれらの問題に柔軟に対応できる施策はあるのか？

(事務局)

保留児童については、保育の利用を考えている保護者の方々の多様なニーズをこれまで以上によく聞き取り、きめ細かな利用調整を行うことなどを通じて、待機児童と併せて減少させていけるよう、努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大が始まって以降、利用児童や保護者の健康を守るためのやむを得ない措置として、各保育所等において登園自粛のお願いをしたり、臨時休園が発生したりといったことがあり、その結果、働きながら家庭で養育せざるを得ないご家庭が生まれる状況が発生しています。

現在、一律的に登園自粛をお願いすることは行われていませんが、臨時休園となった保育所等については、その機能を完全に代替できる施策はないのが現状です。

(菊池委員)

待機児童の減少について、「新型コロナウイルスの影響による新規入園申込児童の減少もあった」と分析されているが、今後、感染拡大が収束し平常時に近づくにつれ、入園申込増のリバウンドも予想されるが、その時点での対応を現段階で何か想定されているのか。

(事務局)

リバウンドの量や時期については、新型コロナウイルス収束後の就労の状況が、新型コロナウイルス発生以前と比べてどうなっているかによっても決まってくると考えています。

現時点の方針としては、プランの考え方に沿って定員の確保に努めるとともに、保

育利用調整業務の中で、保育申込のあった保護者の希望に添った利用施設が見つかるよう、努めて行きたいと考えています。

## 報告事項（２）令和４年度教育・保育施設等の利用定員について

（勝俣委員）

紫色（廃止する施設）は、新設する施設と統合するのか？

（事務局）

紫色の施設は４箇所あります。

17番上町保育園と18番鶴が丘保育園を廃止となり、41番（仮）横須賀市立中央こども園に統合となります。

36番諏訪幼稚園は廃止となり、令和3年度末で全ての園児が卒園します。

63番かるがも保育室は廃止となりますが、在園児は64番（仮）はすのみ保育室でお預かりします。

## その他全般

（織田委員）

兄弟が別々の園に通っている場合は不便であるので上の子と同じ園に転園させたいが、制度としては退園の手続きをとらないと転園できないとなっているようである。もし、転園ができなかった場合、退園手続きをできていないので、園に入れられない事態が発生してしまうため、転園ができたら退園の手続きができるようにしないと利用者にとっては不都合になるのではないかと。（上の子の園に欠員が出たことによる）

（事務局）

5月から3月までの年度内途中入園に関しては退園手続きを取らずに転園申請を出すことができますが、（現在の園に在籍しながら転園の申請を出すことができ、内定したのちに退園届を提出すればよい）、4月入園に関しては、退園届を出さないと転園申請ができません。これは受け入れ側の園が新規で何名内定者を出せるのかの集計に退園届を必要としているためです。5月から3月の年度内途中入園と同じ方法をとることは入園調整が複雑化してしまうため、できない事情があります。

（小原委員）

利用させて頂いている園でクラスターが発生した。行政指導のもと、二日間で我が子のクラスは開園を迎えたが、保護者への一斉メールにあった「園児や先生は濃厚接触者になってもお仕事なさっている方のために〈健康観察が必要な人〉になるとの事

です」という言葉には現場の苦渋と憤りを感じた。

オミクロン株の直撃によって先生方は究極の選択を迫られている。〈経済を下支えするという存在意義〉と〈目の前の子どもたちの命を守りたいという愛情〉のどちらを取るか。その園では苦しみながらも「可能な限りお休み頂きたい。自己判断で」という強い言葉で自分たちが今守りたいもの、守るべきなのは子どもの命なのだという真意を伝えてくれた。子どもの命を預けている親としては「子どもの命を第一に考えてくれている」という信頼感があつた。

陽性者が出て閉園に出来ないため、次々と感染が広がっているという話も耳にする。医療人員の確保や経済維持という存在意義は当然理解しているが、その為に保育園が子どもの命を犠牲にし始めたら本末転倒である。究極の選択を迫られている今こそ行政には現場が悩むことなく正しいことをできるようにする為の適切な措置を望みたいと思う。

(事務局)

まん延防止等重点措置期間における保育施設の方針については、感染症対策を徹底しつつ原則開所としており、園児や職員に陽性者や濃厚接触者が発生した場合の休園の判断については、保健所の指導のもと決定しています。

保育所や幼稚園は、その性質上、感染を完全に防ぎきることはできません。

そのため、現在考える最大限の感染防止対策を講じていくしかないと考えています。

子どもの健康を守ることと、子育てする保護者の就労を守ることは、いずれも大切なことと認識していますので、どちらもおろそかにすることのないよう、努力していきます。

(勝俣委員)

報告事項を見て、待機児童数は解消しているという見方もあるが、一方保留児童数はコロナウイルス感染症流行の影響もあって、減少とはなっていない。そこで、「送迎保育ステーション」等を検討してもよいかと思う。すでにさまざまな自治体が事業を始めており、今後も数は増えそうである。メリットやデメリットもあるので、慎重に検討してほしいと思う。

(事務局)

送迎保育ステーションは、施設の所在地や市民居住地が特定の地域に偏在していたりする場合等において、そうした地域的偏在を解消するための対応として導入している自治体があります。

ご指摘のとおり、メリットとデメリットがあると思いますので、それらを勘案して

検討いてまいります。

(木津委員)

会議が書面となり、残念だった。オンライン開催も検討していただけるとありがたい。

(事務局)

オンライン会議環境に必要な機材確保等も含め検討してまいります。

(小谷委員)

少しずつ支援が増えていることを実感している。しかし、まだ兄弟児が別々の場所に入ることになるケースなどが身近なところであるようである。今後も子育てしながら働きやすいよう支援をお願いしたい。

(事務局)

家庭の希望に沿った利用につながるよう、可能な限り努力してまいります。

(松本委員)

(仮称) 子どもの権利を守る条例(案)について、1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が定められ、1994年に日本が子どもの権利条約を守ることを約束して、20年以上が経過しており、早期に制定されることを望む。

「子どもの権利条約」には次の4つの柱があるとされている。①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利 この柱の中で子どもが直接関われるのが、参加する権利であると思う。条例が制定される前に、子どもの声を聴く場を設けてはどうか。

(事務局)

(仮称) 子どもの権利を守る条例(案)については、令和4年3月の市議会にて審議され、令和4年7月から施行とされる見込みとなっています。

また、子どもの声を聴く場を、制定までに設けることは手続上できませんが、類似の意見がパブリック・コメントにも寄せられましたので、意見に対する回答を転記させていただきます。

『本条例策定における「子どもの意見聴取」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、そのような場を設けることができませんでした。また、11月7日に、本条例についての懇談会、本パブリック・コメント手続きにおいて、子どもの参加も可能ではありませんでした。

第12条2項に定めるとおり、「施策の推進にあたっては、子ども、保護者及び関係する団体の意見を聴く」ことを定めています。「多くの意見を取り入れる機会」を設けることについては、議会として注視していきたいと考えています。』

(吉田委員)

(仮称) 子どもの権利を守る条例(案)について、説明会には出席できなかったが、素晴らしい条例だと思う。定められていることが実現でき、子どもたちの心が豊かになるとうれしい。子どもが幸せだと、親も幸せを感じる。親子が幸せを感じられる横須賀市を目指して努力していただきたいと思う。かなりの数の他の市町村もこの条例を定めているようなので、児福審では、単純に横須賀市の計画の推進状況を審議するのではなく、事務局においては、他の市町村の動向や見習うべき取り組みなど、広くアンテナを張って情報収集に努めていただき審議会で情報提供していただき、議論を深めることができたらよいと思う。

また、こうした事務局の取り組みや姿勢は、職員のスキルアップや理解度向上にもつながると思うし、職員の研修等の「等」の部分にもなると思うので、しっかり取り組んでいただけたら大変うれしい。

(事務局)

(仮称) 子どもの権利を守る条例(案)に限らず、本市の施策を推進するにあたり、他市の先進事例等を参考にすることは大切なことと認識しています。本条例制定に向け検討する前に、市議会の議員等は同様の条例を既に制定している川崎市を訪問し、担当部局からのヒヤリングを行いました。今後、計画の進行管理にあたり、他市等から収集することが望ましい情報の内容、手段、必要度等は、審議会委員の意見を伺いながら検討したいと考えています。

以上